

旧第2通学区の高校の将来像を考える協議会 設置要綱

(設置目的)

第1条 この協議会は、長野県立高等学校旧第2通学区内の将来を見据えた高校の学びのあり方について、長野県教育委員会（以下「県教委」という。）に意見及び提案をすることを目的として設置する。

(委員)

第2条 この協議会は、旧第2通学区内の次の委員で組織する。

- (1) 市町村長
- (2) 市町村教育長
- (3) 商工会議所及び商工会の代表
- (4) 農業協同組合の代表
- (5) 地域振興局長
- (6) 郡PTAの代表
- (7) 郡中学校長会代表
- (8) 高等学校長会代表
- (9) その他、地域の実情に応じた者

(任期)

第3条 この協議会委員の任期は、協議会の設置目的を終えるまでとする。

(会議)

第4条 この協議会に会長、副会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 会議は公開とする。ただし、会長の判断により一部非公開とすることができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(招集)

第5条 この協議会は、会長が招集する。

(分科会)

第6条 協議会は、必要があると認めるときは、分科会を設置することができる。

(事務局)

第7条 この協議会の事務局は、須坂市教育委員会及び中野市教育委員会と県教委共同事務局とし、その役割分担は次の各号のとおりとする。

- (1) 須坂市教育委員会及び中野市教育委員会 協議会の運営（日程調整及び会議の運営など）
- (2) 県教委 資料の収集・作成など協議会の運営支援

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、この協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月3日から施行する。